

## ＜お知らせ＞

### 象牙全形牙の放射性炭素年代測定を受け付ける機関のみなさまへ

令和元年（2019年）7月1日から、種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に基づく個体等登録を希望する象牙全形牙の審査は、規制適用日以前に適法に所有したという自己申告の裏付け証明について、「第三者の証言」のみでは登録を認めず、「第三者の証言」及び「第三者の証言を裏付ける補強（全形牙の放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類）」を求めます。

象牙全形牙を所有する登録希望者から、放射性炭素年代測定の依頼がある可能性がありますので、あらかじめ以下をご確認ください。

○測定を受注する前に、依頼者に「＜お知らせ＞象牙全形牙の登録のため、放射性炭素年代測定をされる登録希望者のみなさまへ」の内容を説明してください

環境省から象牙の年代測定希望者向けに留意事項等をまとめた「＜お知らせ＞象牙全形牙の登録のため、放射性炭素年代測定をされる登録希望者のみなさまへ」を公表しています。トラブル防止のため、測定依頼者に事前にその資料の内容を説明し、ご理解いただいてから受注いただくようお願いいたします。

○年代測定のためであっても、所有者から全形牙を預かると法令違反になります

登録を受けていない全形牙を預かる行為は、種の保存法第12条に違反し、その罰則は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、又はその併科となります。

象牙を削ったサンプルのみを受け取るか、分析依頼者の元に出向いてサンプル採取を行うようにしてください。

○年代測定のためであっても、無承認で象牙（粉末も含む）を国外の測定機関等に発送すると法令違反になります

象牙の輸出入は、ワシントン条約の規定に基づき外国為替及び外国貿易法により禁止されています。その罰則は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（違反行為の目的物の価格の5倍が1,000万円を超えるときは価格の5倍以下）の罰金、又はその併科です。測定機器を持つ海外の測定機関等に、承認を得ずにサンプルを送付して年代測定を行わないよう、ご注意ください。

○測定依頼のあった象牙サンプルを他者に渡す場合は、特別国際種事業の登録を受ける必要があります

測定依頼を受注し国内の他社に分析を外注する場合や、サンプルを依頼主に返却する場合など、全形を保持しない象牙（粉末も含む）を反復継続して他者に渡す場合は、種の保存法に基づき特別国際種事業の登録を受ける必要があります。特別国際種事業の登録を受けないのであれば、受け取った象牙サンプルは自社において管理し、測定終了後も自社内で保管するか廃棄し、譲渡し等

が発生しないようにしてください。

○コラーゲン抽出をした上で年代測定を行ってください

全形牙の保存状態による影響や、サンプリングの際に埃、繊維、毛髪等の象牙以外の物質が混入しているおそれがあることから、コラーゲン抽出をした上で年代測定を行ってください。

○測定結果書に、「測定機関名、使用機器名、試料の処理方法、F<sup>14</sup>C 値、1σ 暦年代範囲、2σ 暦年代範囲、測定結果が不正によるものでないと誓約する文言」を記載してください。

○依頼者からの申請を踏まえ、環境省又は個体等登録機関である（一財）自然環境研究センターから測定機関へお問い合わせすることがあります。

お問合せ先：環境省自然環境局野生生物課条約法令係  
直通電話 03-5521-8283